

相対交渉市場の利便性向上に係る見直しについて

平成 20 年 1 月 30 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

2005年4月1日より証券会社に最良執行義務が導入されている現状を踏まえ、投資家の売買の執行利便性を向上する観点から、相対交渉市場における単一銘柄取引について約定可能値段を拡大するよう見直しを行う

II. 概要

項目	内容	備考
単一銘柄取引の値段の見直し	<ul style="list-style-type: none">現在、相対交渉市場における売買立会時間内の単一銘柄取引の値段は、売買代金により執行できる値幅を段階的に設定しているが、投資家の執行利便性向上のため、売買代金に関わらず執行可能値幅を均一とし、直前の約定値段(特別気配等を含む)から上下7%の範囲内での執行を可能とする	<p>現在、立会時間内の単一銘柄取引の約定可能値段は、一注文に係る売買代金によって次のとおりとしている。</p> <ul style="list-style-type: none">a.300万円以下 直前の約定値段b.300万円超～5,000万円以下 直前の約定値段から上下3%以内c.5,000万円超 直前の約定値段から上下7%以内

III. 実施時期

平成 20 年 3 月を目途に施行する。

以 上